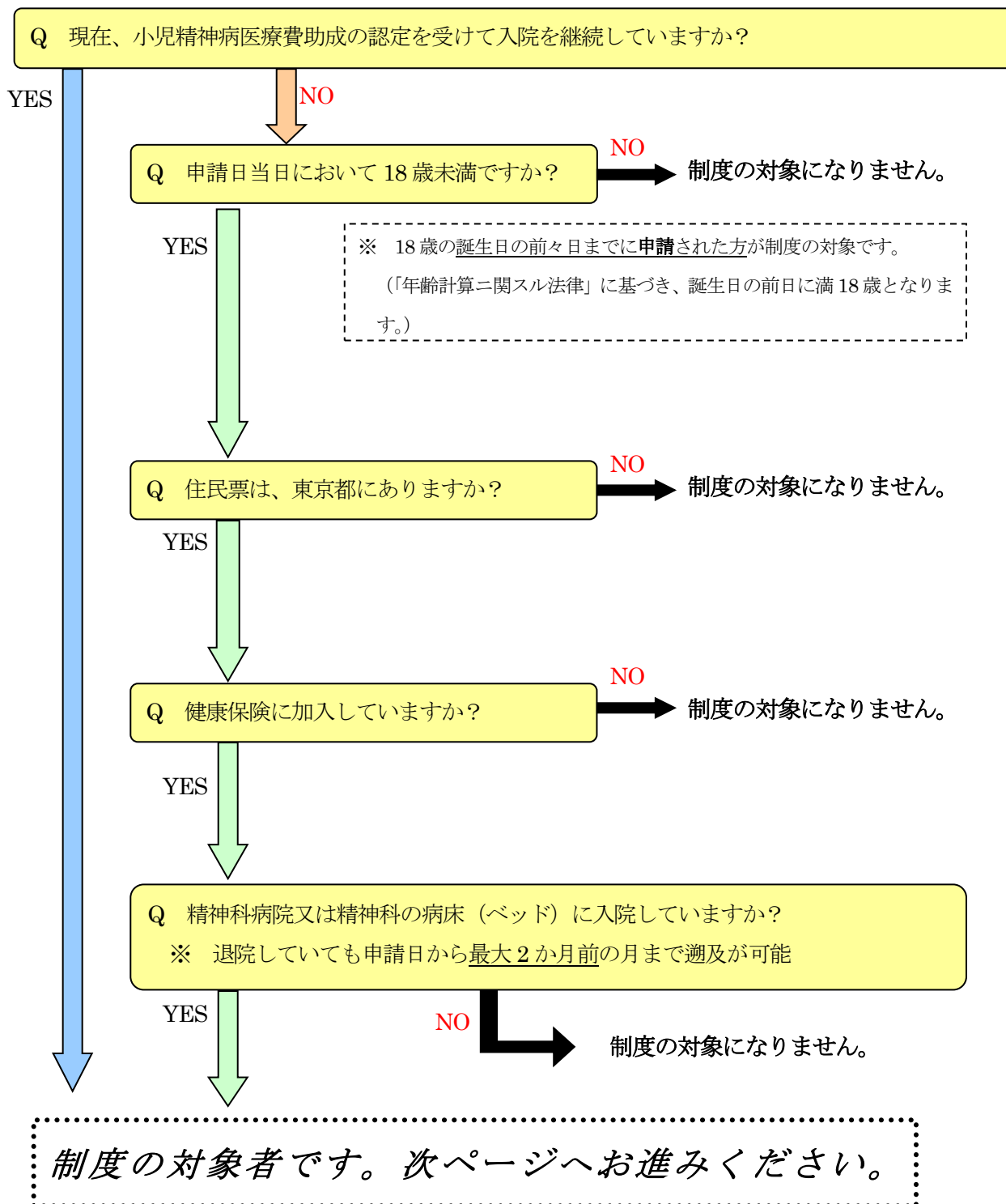


## 小児精神病（入院医療費助成）を申請される方へ

◎ 申請に当たり、患者の方について下記の事項をご確認ください。



※ 上記が全ての事例を網羅しているとは限りませんので、不明な点がある場合等はお問い合わせください。

## ～ 小児精神病（入院医療費助成）認定申請のご案内 ～

### 1 申請の区分

- (1) (新規) 今までに一度も制度の認定を受けたことがない方の申請
- (2) (更新) 認定を受けて入院を継続中の方の申請
- (3) (その他) 過去に制度の認定を受けたことがある方の再申請（更新申請を除く。）

### 2 申請に必要な書類

#### (1) 医療費助成申請書【必須】

所定の様式。申請窓口又は当局のホームページから入手できます。

#### (2) 診断書（申請日前3か月以内に作成されたもの）【必須】

所定の様式。申請窓口又は当局のホームページから入手できます。

#### (3) 医療保険の資格情報の確認ができる書類【必須】

以下のいずれかの方法でご用意をお願いします。

- ①資格確認書又は資格情報のお知らせの写し
- ②マイナポータルから被保険者資格情報を印刷したもの（申請者があらかじめ自身のモバイル端末からマイナポータルにログインし、保険資格情報をPDFでダウンロードして印刷したのものにより確認することが可能です。）
- ③窓口におけるマイナポータル被保険者資格情報の画面の提示

#### (4) 遅延理由書【該当者必須】

入院を開始した月の翌月以降に申請する場合は、遅延理由書が必要です。

例) 1月31日に入院し、2月1日に申請する場合は遅延理由書が必要です。

※ 正当な理由による遅延であると診査会が認めたときに限り、申請日から2か月前の初日まで遡及して認定されます。

例) 1月31日に入院し、4月10日に申請した場合

2か月前 → 2月11日 なので、

2か月前の初日 → 2月1日 まで遡及します。

※ 遡及できない期間に属する1月31日の入院費については、制度の適用外となります。

#### (5) マイナンバー関係書類【可能な限り提出】

医療券の代わりにマイナンバーカードを使用できるPMH情報連携を希望する場合、マイナンバーの提供が必要になります。その際は、下記3種類全ての書類により、申請者の身元確認及びマイナンバーが正しいことの確認を行います。

- 患者本人の個人番号確認…（本人の）個人番号カード、通知カード、住民票の写し等
- 申請者の身元確認…（申請者の）個人番号カード、免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード等
- 申請者の代理権の確認…【法定代理人の場合】戸籍謄本等、【任意代理人の場合】委任状（所定の様式）

※ 上記方法による提供が困難な場合でも、区市町村の窓口において、住民基本台帳等の職権確認によるマイナンバーの提供が可能です。申請時にお申し出ください。

※ なお、医療券が認定された時点で助成期間を過ぎている場合、PMH情報連携の対象にはなりません。

#### (6) 住民票（申請日前3か月以内のもので、コピーは不可）【原則不要】

申請先の区市町村に住民票がない等の事情により、区市町村の窓口における住民基本台帳の確認ができない場合のみ、添付を求める可能性があります。

その際は、個人番号の記載がなく、患者の方と申請者（扶養義務者）の続柄がわかるものを提出してください。

ただし、更新申請で前回認定時の住所と変更がない方は、必要ありません。

なお、外国籍の方が申請する場合も同様です。

### 3 申請先

住所地にある保健所、保健センター、区市町村の福祉課等が窓口となります。

※ 申請に基づき診査を行い、認定の可否を決定します。認定された方には医療券が交付され、都から申請者宛てに郵送します。

### 4 入院医療費助成期間（認定期間）について

診断書に記載された「治療見込期間」が入院医療費助成期間（認定期間）になります。

認定期間は1年間が限度です。1年を超えて継続入院される場合は更新申請が必要です。

※ 制度の認定を受けて入院治療を継続している方が更新申請する場合は、20歳の誕生月の末日まで認定対象となります。

**<ご注意>認定期間内に退院された場合は、退院日で助成期間は終了します。退院後に再入院された場合は、認定期間内であっても医療券はご利用になれません。再度ご申請ください。**

※ 診断書に記載された「治療見込期間」が実際の入院期間と相違ないか、申請前にご確認ください。

### 5 助成される医療費の範囲

健康保険が適用される入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での自己負担額のうち食事療養標準負担額を除いた額となります。自己負担扱いとなる費用（差額ベッド代など）は対象外です。

### 6 医療費助成の受け方

病院窓口で医療券を提示してください。また、申請時にマイナンバーを提供いただいた方は、医療券の代わりにマイナンバーカードを使用できます。

認定期間内で既にお支払いが済んでいる入院費については、医療費助成分を申請者の金融機関の口座に振り込みます。医療券と一緒に必要書類をお送りしますので、所定の用紙に病院の証明を受けて都に請求してください。

### 6 認定内容に変更があった場合

氏名、住所、健康保険に変更があった場合は、変更届（申請窓口又は当ホームページから入手できます。）に変更事実が確認できる書類の写しを添付して申請窓口にご提出ください。

認定期間中に退院し、退院したその日に他院へ転院した場合は、引き続き医療券をご利用できます。変更届により病院変更の手続をしてください。

### 7 認定に関するお問合せ先

東京都立中部総合精神保健福祉センター

事務室 小児精神担当 電話 03-3302-7739

### 8 助成に関するお問合せ先

東京都福祉局 生活福祉部

医療助成課 医療給付担当（マル都担当） 電話03-5320-4454